

17川監公第11号

平成17年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年1月11日付け17川監公第1号で公表した定期監査、同日付け17川監公第2号で公表した財政援助団体等監査及び平成17年4月11日付け17川監公第9号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨それぞれ通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 舘 健 三

同 奥 宮 京 子

同 小 林 貴美子

同 西 村 英 二

平成17年6月30日

川崎市監査委員 舘 健三様

同 奥宮京子様

同 小林貴美子様

同 西村英二様

川崎市長 阿部孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年4月11日付け17川監報第6号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成16年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

1 薬液注入工事の施工管理を徹底すべきもの

【指摘の要旨】

富士見地区下水枝線第8号工事の追加薬液注入工事について見たところ、不適切な圧力管理により注入されたこと、硬化時間確認の工事記録写真がないこと、責任技術者による注入日報の確認記録がないこと、施工中の地下水の水質監視が未実施であったこと等がみられた。

さらに、渋川2-4号雨水管工事の薬液注入工事においても、注入日報に硬化時間測定結果の記載もれがあること、公的機関による水質検査が未実施であること等がみられた。

薬液注入工事を適正に施工するためには厳正な施工管理が不可欠であることから、下水道工事標準仕様書（管路編）により、施工管理を徹底されたい。

（監査番号 18、26）（建設局南部下水道事務所、中部下水道事務所）

【措置の内容】

薬液注入工事の施工管理については、下水道工事標準仕様書（管路編）により、適切な施工管理を図るように、文書により周知徹底をしました。

2 設計変更に際して、施工確認を徹底すべきもの

【指摘の要旨】

取付管布設第 11 号工事の設計変更について見たところ、交通整理員の人数は、工事打合せ書及び伝票（警備報告書）に基づき精算されているものの、作業日報及び工事記録写真と相違していた。

さらに、西部水管内管きよ緊急補修第 1 号工事について見たところ、工事打合せ書が確認できなかった。

設計変更における交通整理員の数量確認に当たっては、工事打合せ書、作業日報、工事記録写真及び伝票により、適正な人数の確認を徹底されたい。

（監査番号 13、15）（建設局西部下水道事務所、北部下水道事務所）

【措置の内容】

交通整理員数の設計変更については、工事打合せ書で監督員と協議を行い、現地確認、工事日報及び工事記録写真等により適切な人数の確認を図るように、文書により周知徹底しました。